

掛川市条例第13号

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| 附 則 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 7 法附則第15条44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 8～17 (略) 18 法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 | 附 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合) 7 法附則第15条43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 8～17 (略) 18 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 |

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の掛川市都市計画税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。